

令和6年（行ウ）第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件（第1事件）

令和6年（行ウ）第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第2事件）

## 準備書面（8）要旨

### —理由提示の不備による違法についての原告の主張—

2025年7月29日

東京地方裁判所第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告ら訴訟代理人

弁護士 辻 田 航

弁護士 米 倉 洋 子

#### 第1 行政処分の理由提示について

本件各処分は、行政手続法8条1項により理由提示が義務付けられています。その趣旨は、①行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するという機能と、②処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与えるという機能にあります。

この趣旨から、①処分の根拠となる事実関係、②適用法令、③法令に事実関係をあてはめた結果について申請者がその記載自体から了知できる程度の説明の記載がなければ、理由提示は違法となります。

具体的にどの程度の理由を提示すべきかは、根拠法令の内容、処分基準の存否や内容等、処分の性質や内容、処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決まります。

## 第2 不存在を理由とする不開示処分で求められる理由提示

- 1 最高裁判所令和7年6月3日判決の宇賀裁判官の補足意見が指摘するように、不開示処分には、請求人側と行政機関側で圧倒的な情報の格差が存在するという性質があります。

したがって、審査請求や取消訴訟の提起に支障がないように、行政機関には、文書がそもそも作成されなかったのか作成後に廃棄されたのか、作成されなかった場合はどのような理由で作成されなかったのか等の事情の説明が求められます。

- 2 行政機関が文書の作成・保存・管理義務を負う場合、不存在の原因としては、作成しなかったか、作成したが保存せずに廃棄したか、どちらかの実事関係があります。そうすると、行政機関が恣意的に文書の作成を怠ったり、即座に廃棄することがないように、また、審査請求や訴訟の段階で早期に争点を明らかにするために、文書を作成しなかった理由や作成したが廃棄した理由について、説明させる必要があります。

また、行政機関は、不存在の前提として必ず該当文書を探索します。行政機関が不十分な探索で不存在と結論づけることがないように、また、審査請求や訴訟で探索の程度が問題となるかどうかを早期に確定させるために、どのような方法で、どのような場所を探索したか等の探索の詳細について、説明することが求められます。

- 3 今まで述べたことから、不存在を理由とする不開示処分では、最低でも対象文書が存在しない要因について説明することが必要です。
- 4 沖縄返還密約文書の開示請求に関する東京高等裁判所平成23年9月29日判決は、公文書管理法施行前の文書について、対象文書が極めて明確に特定されていて、かつ、作成から40年近く経過しているという事情の下で、「該当する文書を保有していないため」との記載でも理由提示に不備はないとしました。逆に言えば、このような事情がない場合はこ

の程度の記載では不備があります。

この判決も踏まえると、行政機関が対象文書の作成・保存・管理義務を負う場合、より高度な理由提示が必要になるというべきです。

### 第3 本件で求められる理由提示の程度

原告が準備書面（4）で述べたとおり、内閣官房、内閣府大臣官房、内閣府日本学術会議事務局の職員には、公文書管理法4条に基づき、本件任命拒否に関する行政文書の作成・保存・管理義務が存在しました。そうすると、本件の不存在を理由とする処分については、高度な理由提示が必要になります。

まず、本件の理由提示としては、対象文書を作成・取得していないのか、作成したが廃棄したのかといった点の説明が必要でした。

そして、行政文書の作成・保存・管理義務が存在した以上、作成・保存・管理されなかった理由の説明も必要でした。ここでは、責任の所在をできる限り明確にするため、対象文書の作成義務者や管理責任者が誰であって、その者がどういう行動をとったのかということまで説明すべきでした。

各処分行政庁としては、その行政機関全体に存在しない場合でない限り不存在を理由とした不開示処分はできません。そこで、対象文書の作成義務者や管理責任者の関係する場所を探索したかどうかや、具体的な探索方法の説明も必要でした。

### 第4 結論

本件処分1～3、13～18、19～24、25～30は、保有していないという結論しか述べておらず、文書が存在しない要因について最低限の説明すらしていませんので、理由提示の不備により違法です。

本件処分4～6、9、11は、各行政機関が作成・保存・管理義務を負った

対象文書について、作成義務者や管理責任者が誰かやその者の行動も含めた文書が作成・保存・管理されなかった理由、文書探索の詳細の説明は全くなされていませんので、理由提示の不備により違法です。

## 第5 最後に 一日本学術会議法案に対する附帯決議について

本年6月11日、現行の日本学術会議法を廃止し、新たに特殊法人としての日本学術会議を設立する「日本学術会議法」が成立しました。

そもそも学術会議の法人化論は、理由も明らかにせずになされた本件任命拒否に対する国民の強い批判を発端としています。政府は、法人化によって内閣総理大臣の会員任命権をなくし、学術会議の自主性と独立性を高めるのだと説明していますが、この法案に対しては、むしろ学術会議の独立性を侵すものだと強い反対意見があり、法案は激しい意見の対立の中で成立しました。

このような中で、衆議院でも参議院でも、法案を審議した内閣委員会では、「政府は、令和二年の会員任命拒否問題について、国民に説明責任を果たし、国民の信頼を得るよう努めること」という附帯決議を、法案に賛成した議員も含む賛成多数で採択しました。

これらの附帯決議は、本件任命拒否の理由も意思決定過程もいまだに明らかにされていないことに対する国民の強い批判の反映であり、「本件任命拒否について政府は説明責任を果たせ」という国会の意思の表明です。

したがって、被告は、国権の最高機関である国会の意思に従い、任命拒否理由とその意思決定過程を、国民及び任命を拒否された6名の原告に対し、すみやかに明らかにすべきです。

以上